

御代田町まちづくり事業支援金 Q & A

Q 1 支援金を活用するため、新たに設立する団体も申請できますか？

A 可能です。ただし、町内に住所を有する方5名以上で構成し、団体の規約等を定め、会計や監査について規定していることが必要です。

Q 2 ひとつの団体でふたつ以上の事業を申請できますか？

A できます。ただし、事業内容が明らかに異なっている場合に限りませんが、1団体で採択は2回までとなっています。

Q 3 構成員が5人以下です。今後5人以上となる予定ですが申請できますか？

A できません。申請時点で5人に達していることが条件です。

Q 4 他の助成制度へも申請していますが、どのような取り扱いになりますか？

A 複数の支援制度に同時に申請し、御代田町まちづくり事業支援金以外の助成制度に採択された場合は、本支援金を利用することはできません。

Q 5 区（自治会）で行っている活動は対象事業になりますか？

A 定例的に行っている活動は対象になりません。ただし、新たな活動を行う場合は対象になります。

Q 6 備品を購入したいのですが、交付対象経費となりますか？

A 備品の購入は交付対象経費になりません。なお、備品については、町の取り扱いと同様3万円以上の物品とします。また、物品を購入するだけの事業については、申請することができませんが、事業を実施する上で必要な3万円未満の物品の購入費は交付対象経費となります。

Q7 人件費は交付対象経費となりますか？

- A 団体の運営に関する人件費は交付対象経費となりません。事業実施の際の団体構成員の日当についても対象外ですが、イベントや講演会を行う際の構成員以外のインストラクターや講師に支払う謝礼は対象になります。

Q8 事業実施時のお弁当やお茶などは交付対象経費となりますか？

- A 食料費は一切対象になりません。

Q9 団体構成員の旅費は交付対象経費となりますか？

- A 事業実施のために必要な実務講習会などの旅費は交付対象経費になりますので、チラシや受講証などの書類を提示してください。また、単なる先進地視察などの旅費は対象外です。

Q10 事業を行った際に収益ができました。

- A イベントの参加費、チケットや物品の売上などの収益を構成員に分配することはできません。事業収入として計上し、事業費から控除してください。当初見込んでいた額より収益が増えた場合は、本支援金額が減額となる場合があります。

Q11 支援金はいついただけますか？

- A 事業が終了して実績報告を提出いただき、支援金額が確定した後でお支払いします。なお、交付決定額の10分の5以内の額であれば、事業実施中でも概算払としてお支払いすることができます。

Q12 当初予定よりも事業経費が増えてしまいました。

- A 原則として交付決定した金額を超えて支援金を交付することはできません。申請の際に事業費の精査をお願いします。